

## 1 適用対象地域およびお申し出いただける期限

災害救助法が適用された市町村（2026 年 8 月 14 日時点）＊

【千葉県】千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町

＊今回の災害において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合または上記以外の市町村で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。なお、お申し出いただける期限は 2027 年 2 月末日となりますので、ご注意ください。

## 2 特別措置の内容

### （１）電気料金の支払期日の１ヶ月延長

災害発生日の前月分から災害発生日の翌々月分までの電気料金の支払期日をそれぞれ１ヶ月延長いたします。

### （２）不使用日の基本料金割引

当該エリアの一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づいて割引された相当額を割引いたします。

### （３）工事費負担金等相当額の取扱い

当該エリアの一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づいて、災害により被害を受けたお客さまの需要場所における再建等のための工事費負担金等相当額は申し受けいたしません。但し、2027 年 2 月末日までのお申込みが必要となります。

### （４）被災により使用できなくなった設備相当分の基本料金割引

当該エリアの一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づいて割引された相当額を割引いたします。

## 3 申込方法

以下の窓口までお問い合わせください。

なお、お申込みに際しては、原則として、各自治体から発行される「り災証明書等」のご提出が必要となります。

### ＜お問い合わせ先＞

ダイヤモンドパワー株式会社

営業部 営業推進グループ 河本、小林

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町 4-5-1 さくら室町ビル 11F

電話：03-6214-0908 ＊受付時間：平日 9 時～17 時（休祝日・年末年始を除く）

以 上